

公 示

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準等について」
の一部改正について

九運公第77号

標記について、別紙のとおり一部改正を行ったので公示する。

令和5年9月29日

九州運輸局長 吉永 隆博

公 示

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準等について

制 定	平成 25 年 9 月 30 日	九運公第 34 号
一部改正	平成 26 年 3 月 11 日	九運公第 97 号
一部改正	平成 26 年 12 月 26 日	九運公第 36 号
一部改正	平成 29 年 1 月 13 日	九運公第 84 号
一部改正	平成 30 年 4 月 10 日	九運公第 5 号
一部改正	令和 元年 10 月 31 日	九運公第 65 号
一部改正	令和 2 年 1 月 24 日	九運公第 61 号
一部改正	令和 3 年 5 月 31 日	九運公第 18 号
一部改正	令和 5 年 9 月 29 日	九運公第 77 号

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準等を別添のとおり制定したので公示する。

九 州 運 輸 局 長 佐藤 尚之

記

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準 (別添 1)

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱い (別添 2)

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等 (別添 3)